

議会運営委員会

令和8年3月11日（水曜日）午後 1時28分開会

出席委員（8名）

委員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	田 村 正 宏
委 員	相 馬 剛	委 員	林 美 幸
委 員	星 野 健 二	委 員	小 島 耕 一
委 員	平 山 武	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	齊 藤 誠 之	副 議 長	齋 藤 寿 一
-----	---------	-------	---------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事 務 局 長	平 井 克 巳	議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美	議事調査係長	長 岡 栄 治
主 査	黒 沢 大 輔		

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
3. 協議事項
 - (1)那須塩原市議会事務局職員の職名に関する規則の廃止及び同規程の制定について
 - (2)那須塩原市情報セキュリティ規則の制定について
 - (3)議員研修会の開催について
 - (4)先例・事例集の改定について
 - (5)申し合わせ事項の改定について
 - (6)その他

4. その他

5. 閉 会

開会 午後 1時28分

◎開会の宣告

◎委員長挨拶

○森本委員長 (挨拶。)

◎協議事項

○森本委員長 それでは、挨拶が終わったので、協議事項のほうに入ります。

まず、(1)那須塩原市議会事務局職員の職名に関する規則の廃止及び同規程の制定について、事務局の説明を求めます。

事務局。

○黒沢主査 それでは、配信しました資料のほうを御覧ください。

那須塩原市議会事務局職員の職名に関する規則の廃止ということで、これまで規則として定められていたこちらの例規ですが、地方自治法の規定上、議会の例規として規則で定めることができるのは、会議規則と傍聴規則の2つのみとされていることから、こちらの規則を廃止しまして、発令形式を告示に変更して、制定をし直すものであります。

新たに制定する規程につきましては、今、配信させていただいたものになりまして、3月17日の議員全員協議会にて御承認いただいた後、4月1日から施行予定としております。

実際の運用につきましては、これまでと何ら変更点はございません。

説明は以上となります。

○森本委員長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 では、事務局説明のとおりで行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議ないものと認めます。

続きまして、(2)那須塩原市情報セキュリティ規則の制定について、こちらも事務局に説明をお願いいたします。

事務局。

○黒沢主査 それでは、ただいま配信しました資料のほうを御覧ください。

那須塩原市情報セキュリティ規則ということで、こちらは、令和8年4月1日から施行予定の執行部が作成した例規になります。

情報セキュリティに関する例規につきましては、これまでも執行部が制定した要綱がございましたが、このたび地方自治法の改正によりまして、議会及び選挙管理委員会、農業委員会といった各執行機関ごとに情報セキュリティの対策方針を定めることが義務づけられたことから、この要件を満たす形で改正をするものです。

こちらの規則の第2条第1項を御覧ください。こちらに実施機関とございまして、議会及び各執行機関が明記されております。それぞれ別々に例規を策定しなくても、1つの例規としてまとめることが今回認められていることから、統一的な解釈が可能な形で制定されるものとなっております。

また、一番最後の第21条を御覧ください。この規則に定めるもののほか、情報セキュリティに関し、必要な事項は、実施機関が定めるとありまして、本来各実施機関が独自に整備する端末やネットワークの管理、運用についても、原則としてはこの規則の範囲に含まれますが、この条文に基づきまして各実施機関が別途定めることができると

されておりますので、例えば、今御利用いただいておりますタブレット端末なども、今現在運用している内部規程に基づいて、これまでと変わらない形で御利用いただけることを執行部側に確認しております。

こちらの規則の制定に当たりましては、市の情報セキュリティに関する最終意思決定機関である情報セキュリティタスクフォースにおいて既に可決されておまして、各実施機関での承認を経て施行予定とされておりますので、こちらも3月17日の議員全員協議会への上程を前提とするものとして、この場にてお諮りするものであります。

説明は以上となります。

○森本委員長 事務局の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

相馬委員。

○相馬委員 我々が使っているタブレットについては、これまでどおりということでもいいんですかね。

執行部の説明だと、何かパスワードみたいなものがあって、時間と、それから日にちとか、どのぐらいの期間、アトランダムに何かセキュリティを求めてくるとかという話がこの間、総務企画常任委員会で、そういう説明があったと思うんですけども、議会のこのタブレットの情報については、そういったものがあるのかどうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

事務局。

○黒沢主査 先ほど申し上げましたとおり、こちら内部規程としてタブレットの利用のほうは別途定めておりますので、全く変わらない状態での運用ができるということで、デジタル推進課のほうと調整のほうは済んでおります。

○相馬委員 はい、分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、事務局説明のとおりで行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

続きまして、(3)議員研修会の開催について、こちらも事務局から説明をお願いします。

事務局。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほうを配信いたしました。

こちらは、来年度の研修についてですけれども、正副委員長のほうから新人議員の皆さんも増えていただいて、一般質問のほうも行われているんだけれども、やはりさらなるパワーアップ、よりよい一般質問、そういったものをやはり研修する必要性があるのではないかと、そういった御意見をいただきまして、6月定例会議前の早期の実施ということで提案するものです。

研修案でございます。時期につきましては、講師のほうとまだこれから調整ということですので、目標としましては4月下旬あたりを考えてございます。

内容でございます。川本達志先生、元広島県の廿日市市の副市長を務められた方になります。下に経歴も記載させていただいているんですが、県庁ですとか、副市長とかという執行部側にずっと長く携わっていただいた方になります。

右側の内容です。やはり元執行部の立場から執行部を動かす質問や質問の構成、構造の在り方、政策提言につながる質問の構成など、そういったことを中心に研修をいただく予定となっております。

想定質問としましては、まずは、新人の方にも質問はどういうものなのか、そういったものを踏

まえて、よりよい質問はどういうものか、そういったものを研修いただければというふうに考えてございます。

こちらに案について、議運のほうで進めていかどうか、また、内容についても御意見をいただければと思います。

説明は以上です。

○森本委員長 質問意欲を高めるという、1期生はもちろんですけども、我々期数を重ねてきても、一般質問から施策に生かしていったりとか、執行部の施策に影響を与えるような、そんな質問ができるようになっていかなきゃいけないのかなということ、議長から提案が、そういう研修をしたほうがいいんじゃないかという話もいただいていたので、ぜひこの研修をやりたいなと思っていましたけれども、皆さんから、質疑まず、やることに関して、そして内容についてもいかがでしょうか。質疑のある方、いらっしゃいますか。

林委員。

○林委員 研修案の中に開催時期が想定3日と書いてありますが、この3日をするんですか、それともこの中から1つなんですか。

○森本委員長 その中の1つです。

ごめんなさい。

事務局どうぞ。

○長岡議事調査係長 やはり研修、1日程度を想定しておりますして、先生が予定つくところ、この3日の中で探せたらいいなといったところでございます。

○森本委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません。初めて聞くんですが、この川本先生というのは、こういった質問に関する研修とかは、これまでもやっていたらっしゃる先生なんですか。

○森本委員長 事務局。

○長岡議事調査係長 ホームページでもそうですし、いろんな研修、もちろんこの先生が主催する地方議会議員研修というものの講師もされているんですけども、ほかの全国の研修なんかにも多く出ていただいて、講師をされていて、よく見かけるのは、エビデンスに基づいた質問の在り方みたいなものをやられていらっしゃるというふうに見かけております。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
経験豊かな先生ではあります。

議長、何かありますか。

○齊藤議長 聞かせるだけの質問をレクチャーいただいても、見てのとおり駄目な人はずっと同じ質問をしているので、うちの質問を多少見ってもらって、クリニック的なものやってもらえたらいいなと思うんです。

今までやってきて、同じことはやりたくないんですよ。なので、聞いて終わるんじゃなくて、誰かの質問をやり玉に上げて、質問して答弁があったら、よろしくお願ひしますで終わっちゃう、これどうですかとか、ちょっとみんなをいじり倒したらどうかと思うんですけども、かわいそうですかね。

○森本委員長 それは多分、やるとしたら俺だな。

○齊藤議長 パワハラになっちゃいますよ。

○森本委員長 みんな、だって嫌でしょう。

○齊藤議長 ケースで何を求めてやっているのかというところを教えていただかないと、このただ一般質問、代表質問だけをやっても、頭に入らないわけですよ。

あとは展開に苦しんで終わってしまう人は、なぜそこに進めないのかとか、リアルな構成とかの話がしてもらえるといいんですけども……

○森本委員長 よその議員のやつだったらまだいい

かな。うちの議員さんをやり玉に上げて、これよくないよねは、ちょっとやりたくないかな。

- 齊藤議長 いいほうでもいいですよ。
- 森本委員長 いいほうだったらいいですけども。
- 星野委員 先生にお願いして、もしそんなような、どこかのやつを。
- 森本委員長 そうですね。
- 星野委員 できますかということであれば。
- 森本委員長 そうですね。
- 星野委員 なければ委員長の質問で、あと何人かに……
- 森本委員長 みんなに突っついてもらう。
- 星野委員 意見を取っていいかなということで。
- 齊藤議長 そう、そういうね。わがままだが効くのかどうかをまず、設定の基準にしてもらったほうが。
- 森本委員長 そうですね。
- 齊藤議長 あとは皆さんから質問に関する不安を各議員から、1回アンケートか何か取って、こういうのが不安なんですという話……
- 森本委員長 アンケートいいですね。事前にどんなところに悩みがあるかで。
- 齊藤議長 お金、これ高いから。もったいないなと思うんです。
- 森本委員長 事務局、どうぞ。
- 長岡議事調査係長 お金の部分で、実は、これまで龍谷大の土山先生も見積り取ったんですけども、27万円と、もっと高く、やっぱり質問の第一人者になっちゃって、ちょっと難しいなということで、議運長と相談させていただきました。
- 齊藤議長 やってくればいいなという願望です。
- 森本委員長 その辺はちょっと打合せというか、先生に交渉なんで、無理ですと言われてたらどうしようもないですけども、やってもらえるようだったらやれたらいいかなというふうに思います。

アンケートはでもしたいですね。情報提供できそうなので。アンケートはいいかな。

- 齊藤議長 何かちょっとあったほうがいいね。
- 長岡議事調査係長 ご意見ありがとうございます。議員の皆様にアンケートを取ることと、あとは他市の、例えば、一般質問の動画とかもやっぱりネット上にありますので、そういった中で、先生のこういうところでこういうふうにするのもっといいですよとか、こういう表現はいいですよとか、そういったところ、できるのか、ちょっと相談のほうはさせていただければと、あとはお金、聞いてはみます。
- 森本委員長 議長。
- 齊藤議長 もう一個だけ。
あとは、今、活性化で頑張ってもらっていたりするんですけども、質問で、同じ質問がいっぱい出ちゃうとか、そういったものもちょっと議運的に……
- 森本委員長 質問の内容が重複なんですよ。
- 齊藤議長 それはそれでちょっと質問してもいいかな。
- 森本委員長 代表質問だね、重複が多いのは。
- 齊藤議長 はい。教えてもらえれば。
- 長岡議事調査係長 分かりました。
- 齊藤議長 オプションと言われたらいいです。結局土山先生より高がついちゃう。
- 森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
〔発言する者なし〕
- 森本委員長 それでは、方向的に研修を行う方向で進めていくということよろしいでしょうか。
〔「はい」と言う人あり〕
- 森本委員長 ではそういったことで進めさせていただきます。ありがとうございます。
続きまして、(4)先例・事例集の改定について、

事務局の説明をお願いいたします。

事務局。

○長岡議事調査係長 資料のほうを配信させていた
だきました。

先例・事例集です。まず、1ページ目、一番下
の段、御覧いただきたいと思います。

5番の参集になります。現在は、議員出退表示
器、こちらのほうがちょっと故障して、これも古
いもので、修理が効かないと、そういった状況に
なっております。

ですので、登庁札、今、皆さんが御利用いた
だしているそちらに、現状としては、そうなって
いますので、現状に先例を合わせるということでご
ざいます。

続いて、2ページ目、御覧ください。中段にな
ります。

会議時間の休憩後のブザーなんですけれども、
休憩後、今まで再開2分前にブザーをもって報
ずるという規定なんですけれども、現実には、実
際には長いお休みを取った後は5分前、短い15分
のときは2分前というふうな運用をしていますので、
実際の運用に合わせて、お昼後は5分前、そして、
そのほかの休憩は2分前というふうな実態に合わ
せた表記にしたいというふうな提案です。

続きまして、ちょっとお進みください。7ペー
ジになります。7ページ、中段です。

91です。こちら予算常任委員会の審査方法とい
うことなんですけど、第4分科会、那須塩原駅周辺
まちづくり特別委員会、こちらが第4分科会に今
なっておりますので、そちらを正式にちゃんと
規定していると。ただし、第1分科会のほうの総
務部門に入っているのは除くよというふうな重複
も避けているということがございます。

また、次のページ、8ページ御覧ください。下
になります。

105番、こちらは、先ほど予算の常任委員会の
話なんですけれども、これは決算です。決算にも
同様の第4分科会を規程するものです。

最後、一番最後のページ、11ページです。お進
みください。11ページの132になります。

こちらは、会派の管外視察の後の報告でござい
ます。これまでも、今現在は、視察した翌月の全
協で報告するという事なんですけれども、前月
の末に行った場合、すぐ全協が来てしまうので、
なかなか報告書つくるまでの時間の確保は大変だ
よねと、そういったお話をいただきまして、ただ
しということで、視察した翌日から、ここでは10
日以内と取りあえず記載をさせていただいてます
けれども、10日以内に全協が開催される場合は、
翌々月ではどうでしょうかという提案になります。

あとは、この10日でよろしいかどうかという
ところもまた御意見いただければありがたいと思
っております。

説明は以上です。

○森本委員長 ありがとうございます。

基本は実情に合わせるという内容の変更なん
ですけども、それも含めて質疑をいただければ
と思うんですけども、特に最後の部分、これは10
日以内というのは、日数的にどうなのというの
もあると思うので、20日以内となってくると、ほ
ぼ翌々月だろうという話になってしまうので、
妥当かなと私は思っているんですけども、それ
ぞれ御意見とか、御質疑ございましたら、挙手
をお願いします。

これでいいよというような意見でもいいです
し。何か。

林委員。

○林委員 視察した内容をよい状態で報告書をつ
くるには、10日ぐらいが忘れなくていいのかな
と思うので、10日でよいかと思います。

○森本委員長 10日というのは。

○林委員 以内で。

○森本委員長 10日以内だった場合には翌々月、もっと長くするということね。10日より長ければ、例えば、11日、12日だった場合には翌月に提出するということになります。翌月の全協までに提出するということなので、逆に早く出さなきゃいけないということもあるんですけども、11日、12日だったら。ただ、9日、視察帰ってきてから9日後に全協があるなんていう場合には、その場合には翌々月、翌月はちょっと厳しいので翌々月に出しますよといったら、時間に余裕ができるという形になります。

皆さん、多分、感じたことあるんじゃないかなと思うんです。会派の視察だったり、常任委員会の視察でも。常任委員会は関係ないや。会派の視察のときに、もう来週の火曜日までに出さなきゃいけないじゃん、みたいな、そういうふうな経験あるかと思うんですけども、それがないように、二日、三日で慌てて報告書くよりは、よりよい報告書を書いていただけたらなと思って提案させていただきます。

質疑ございますか。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○森本委員長 では、事務局説明のとおり行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議なしということで、そのように取り計らうことといたします。

続きまして、(5)に入ります。

申し合わせ事項の改定についてということで、こちら事務局からの説明をお願いいたします。係長。

○長岡議事調査係長 ごめんなさい、先ほどの先例

のほうなんですけれども、議運のほうで了承いただきましたので、こちら最終的な改定は全協で了承が必要になります。

3月17日の全協で、先ほどの先例のほう、御提案をさせていただいて、了承をいただく、そのようなスケジュールで進めさせていただきます。

こちら、申し合わせ事項になります。

配信の一番下になります。こちら、16番、広聴広報委員会の委員の任期は2年間とし、3常任委員会から3名ずつ委員を選出する。

こちらは、改選であるとか、あとは2年たった常任委員会の構成を変える、そのときにも、実際に今、こういう運用をされています。

常任委員会から3名ずつ選出して、広聴広報委員会をつくるよと。今までちょっと明確な規定がなかったものですから、今回改めてちゃんとといった実情に合わせた改正のほうを提案するものです。

こちらについても、今回了承が得られれば、全協のほうで御提案をしたいと、そのように考えてございます。

説明は以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

どこかにあるのかなと、そう思っていたんですけども、どこにもなかったということで、実情に合わせて記載するというだけなので、実際の運用とかは何も変わらないんですけども、何か質疑ございましたら。

質疑ございませんか。

星野委員。

○星野委員 そうすると、広聴広報は2年の任期ですから、当然、後期になると、変わった人が当然出てくるという考え方なんです。再任はなしという。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査係長 まず、常任委員会は2年という決まりがございますので、当然に3常任委員会の委員の構成はみんなガラガラボンになります。

ガラガラボンした結果、その委員会から3人を挙げるということですので、たまたま前の期と同じ方が選出されるケースもございますし、違う方が選出される可能性もあるというところで、あくまでそれぞれの常任委員会で決めていただくような形となります。

○森本委員長 よろしいですか。

○星野委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○森本委員長 ないようでしたら、事務局説明のとおり行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議なしということで、それでは、そのように取り計らうことといたします。

それでは、続きまして、(6)その他なんですけれども、その他で皆様から何かございますか。

〔発言する者なし〕

○森本委員長 事務局からいかがですか。
事務局。

○長岡議事調査係長 それでは、今日、午前中、皆様に御出席いただきましてありがとうございます。

駅周辺まちづくり特別委員会において、まちづくり基本計画を採択すべきものと決定するに当たって、特別委員会では、まちづくり基本計画の具体的な内容を定める整備方針というものを、やはり議会の関与をした上でできるようにして、採択すべきというふうな御意見をいただきました。

あわせて、議決事件にすべきだということですので、規程の中に、議会基本条例の第11条第2号

こちらの規定に基づく規程ほうに記載することで議決事項になるということ、議決事件にしようということ、特別委員会で御決定いただきました。

ですので、議運のほうでは、例規改正、こちらを提案するものになります。

資料の2ページ目、御覧いただきたいんですけども、一番下、こちらに那須塩原駅周辺整備方針というのを記載してございます。ここに記載することによって、議会としては、議決事件として取り扱うことが可能となります。

こちらの規程の改正について御意見をいただきまして、了承がいただければ、こちら17日の全協で再度お諮りして、改定をするというようなスケジュールで考えてございます。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明終わりました。質疑を許します。
質疑のある方いらっしゃいますか。

大抵皆さん、そこにいた方々が多いんですけども、中村委員長から何かありますか。いいですか。

○中村委員 質疑はございません。

○森本委員長 はい、分かりました。

質疑はないということですので、事務局説明のとおり行うことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、そのように取り計らせていただきます。

そのほか、事務局、以上でよろしいですか。
事務局から。

○長岡議事調査係長 (6)その他はございません。

—————◇—————

◎その他

○森本委員長 それでは、大きい4番のその他に入

ります。

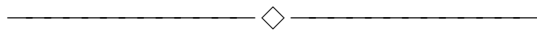
次回開催日について、事務局から。

○長岡議事調査係長 議運なんですけれども、今度3月17日の全協におきまして、本会議最終日の追加議案についての説明が予定されてございます。

議運は、実は、既に補正予算とか、即決でやるとか、決めていただいた、一部は決めていただいているんですけれども、またさらなる追加があるものですから、議運を開催させていただいて、取扱いの御決定をいただきたいと思っております。

ですので、3月17日の全協後に議運を、短時間になりますけれども、開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○森本委員長 3月17日、全協の後です。皆さん、お時間のほうよろしくお願ひいたします。



◎閉会の宣告

○森本委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時56分